ぎのざのいいね!FAN倶楽部 会員規約

(目的と資格)

第1条 この規約は、ぎのざのいいね!FAN 倶楽部会員(以下「FAN 倶楽部」という。)会員の権利及 び会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 FAN 倶楽部の事務局は一般社団法人宜野座村観光協会とする。

(会員)

第3条 FAN 倶楽部は、宜野座村を応援するため本規約の内容を承諾の上、事務局の定める申込み方法 によって入会手続きを完了したものとする。

(入会手続き)

- 第4条 FAN倶楽部会員への入会希望する方は、本規約に同意の上、指定の入会手続きにより申込み し、年会費をお支払いいただくことにより事務局がこれを承諾し、会員資格を得るものとす る。
 - 2 入会希望者は、申し込みに当たり、次に掲げる事項に同意していただくこととする。
 - (1) 事務局が運営するECサイトより会員の住所、名前、電話番号、メールアドレスその他の 個人を特定するために必要な情報を登録し、年会費を支払うこと。
 - (2) 運営上必要な場合に限り、事務局が会員の個人情報を利用すること。
 - 3 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがある。
 - (1) 申込みに当たり、記入した内容に虚偽の記載があった場合
 - (2) 入会を承認しない正当な事由がある場合
 - (3) 入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、又は宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行う者である場合
 - 4 事務局が入会申込書を受理したときは、速やかに審査を行い、申込みを適正と認める場合は、 当該入会希望者に対して、会員証を発行する。
 - 5 入会を承認出来ない場合は、お支払いいただいた年会費を返還する。
 - 6 会員証は、他人への転売、貸与又は譲渡してはいけません。
 - 7 申込みは一人一口とし、重複しての申し込みは不可とする。

(入会金及び会費)

- 第5条 FAN俱楽部会員は、一般社団法人宜野座村観光協会において定める会費を納入しなければならない。
 - 2 FAN倶楽部会員の会費は、年間29,700円 (税込) とする。

(FAN倶楽部会員の資格有効期限)

第6条 FAN倶楽部会員の資格有効期限は、入会申込みが確認された年の7月8日~翌年3月31日までの1 年間とし、会員証に期限を明記する。

(FAN倶楽部会員の特典)

- 第7条 FAN倶楽部会員に対して、その資格有効期限中、以下の特典を付与することが出来る。
 - 2 年2回「産品セットと会員規約等」を送付する。
 - 3 宜野座村観光協会が企画するイベント等についての案内を行う。
 - 4 宜野座村観光協会が作成するパンフレット又は情報誌を無償にて送付する。

5 その他双方が必要と認めるサービス。

(FAN倶楽部会員の届出義務等)

第8条 会員は、個人情報その他入会申込書の記載内容に変更が生じた場合又は退会する場合は、事務 局へ速やかに届け出ること。

(禁止行為)

- 第9条 FAN倶楽部が提供するサービスの利用に当たっては、次の行為を行うことを禁止する。
 - 2 他の利用者, 第三者若しくはFAN倶楽部の著作権, プライバシー又はその他の権利を侵害する 行為及び侵害するおそれのある行為
 - 3 他の会員, 第三者若しくはFAN倶楽部を誹謗中傷する行為又はFAN倶楽部の運営を妨げる行為
 - 4 事実に反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第 三者に対して提供する行為
 - 5 選挙運動,政治活動,宗教活動その他これらに類する行為
 - 6 事務局の承諾なくFAN倶楽部の情報若しくはFAN倶楽部が発信する情報を用いた営利を目的とす る行為又はその準備を目的とする行為
 - 7 お届けした商品を、営利目的として第三者に転売し、または転売のために第三者に提供することは禁止としております。また転売を試みる行為についても禁止とする。
 - 8 反社会的勢力であること、または反社会的勢力等に対して利益供与すること。
 - 9 その他法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

(FAN倶楽部会員の資格の喪失又は退会)

- 第10条 会員が退会届を提出したときは、当該会員は、会員資格を喪失する。
 - 2 会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り 消すことができることとする。
 - (1) 第7条各号に掲げる行為を行ったとき。
 - (2) 入会申込書に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、事務局が会員として不適当であると判断したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他拠出金品は、返還しない。

(損害賠償)

第12条 FAN倶楽部の運営で生じた会員の損害,会員同士又は会員と第三者との間で生じた問題,損害 等全てに関し,いかなる責任も負わず,一切の賠償する義務を負わないものとする。

(個人情報)

- 第13条 FAN倶楽部の運営上必要な場合以外の目的で会員の個人情報を利用し、又は第三者に提供いた しません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
 - 2 法令等に定めがあるとき。
 - 3 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、宜野座村観光協会が別に定める。

附則

この規約は、2024年(令和6年)5月24日から施行する。